



報道関係者 各位

令和4年1月24日（月）

【照会先】

広島労働局総務部総務課

総務課長 和崎 克則

総務企画官 弓取 純子

（電話）082（221）9241

広島労働局労働基準部労災補償課分室職員の 新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年1月22日（土）、労働基準部労災補償課分室（広島県広島市中区八丁堀5-7。以下「労災補償課分室」という。）の職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

当該職員は、窓口業務に従事しておらず、1月14日（金）まで出勤し、発熱・咳等の症状はなく、終日マスクを装着して勤務していましたが、感染者（職場外）の濃厚接触者として19日（水）にPCR検査を受け陰性の判定を受けていました。

その後、21日（金）に喉の痛みと発熱の症状が出たため、同日再度PCR検査を受けたところ、22日（土）に陽性が確認されたものです。

労災補償課分室は、事務室内の必要な消毒措置を十分行い、通常どおり開庁して、職員及び利用者の方への感染防止対策を講じた上で業務を行っております。

当該職員の行動履歴を確認した結果、職員及び利用者の方に濃厚接触者はいないと判断しておりますが、健康に不安がある方につきましては、念のため最寄りの受診・相談センターやかかりつけ医、地域の相談窓口等までご連絡いただきますようお願いいたします。